

大和市告示第19号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年2月1日

大和市長 大 木 哲

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱

(大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(保育士等の処遇の改善のための特例措置)

- 4 第2条から第4条までの規定にかかわらず、民間保育所及び家庭的保育事業等を運営する者による補助事業に係る令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（令和4年1月14日付け府子本第18号内閣総理大臣通知）別紙令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱第3項第1号に掲げる保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業であって、令和4年2月1日から同年9月30日までに実施するものについては、当該事業を実施するために必要な経費を補助対象経費として算定した同要綱別表に規定する基準額又は当該事業に係る補助対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額をこの要綱による補助金として交付する。

(大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱（令和4年大和市告示第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(幼稚園教諭等の処遇の改善のための特例措置)

- 4 第2条から第4条までの規定にかかわらず、私立幼稚園等を運営する者による補助事業に係る令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（令和4年1月14日付け府子本第18号内閣総理大臣通知）別紙令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱第3項第1号に掲げる保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業であって、令和4年2月1日から同年9月30日までに実施するものについては、当該事業を実施するために必要な経費を補助対象経費として算定した同要綱別表に規定する基準額又は当該事業に係る補助対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額をこの要綱による補助金として交付する。

(大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成27年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第4条」を「第3条及び第4条」に改め、附則に次の1項を加える。

（放課後児童支援員等の処遇の改善のための特例措置）

3 第3条及び第4条の規定にかかわらず、補助事業に係る令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（令和4年1月14日付け府子本第18号内閣総理大臣通知）別紙令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱第3項第2号に掲げる放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業であって、令和4年2月1日から同年9月30日までに実施するものについては、当該事業を実施するために必要な経費を補助対象経費として算定した同要綱別表に規定する基準額又は当該事業に係る補助対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額をこの要綱による補助金として交付する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。